

静岡県農業機械整備施設認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加に鑑み、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通の促進に資するとともに農業機械の整備を行う事業場の施設（以下「整備施設」という。）の内容及び整備能力を公証して、農業機械の利用者の便に供するため、農業機械の整備を行う事業場として具備すべき技術上の基準に基づく、整備施設の分類ごとの認定に必要な事項を定めるものとする。

(認定基準等)

第2条 知事は、別に定める静岡県農業機械整備施設設置基準（平成31年4月23日付け農域第75号（以下「設置基準」という。））により認定を行うものとする。

2 前項の認定は、静岡県経済農業協同組合連合会又は静岡県農業機械商業協同組合と密接な連携の下に行うものとする。

(認定の申請)

第3条 整備施設の認定（以下「認定」という。）を受けようとする農業機械整備事業者（以下「事業者」という。）は、整備施設ごとに様式第1号による申請書を作成し、知事に提出するものとする。

(認定の決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該整備施設の施設内容等について審査を行うとともに、必要に応じて実態調査等を実施し、その結果に基づき設置基準の1の整備施設の分類に従い、これを認定し当該事業者に対し様式第2号による認定書を交付するものとする。また、これを認定しないときは、理由を付してその旨当該申請者に通知するものとする。なお、認定に際し、設置基準の2の(2)及び(3)の屋内作業場及び車両置場に関する面積要件については、設置基準に示した分類別の面積のおおむね20パーセントの減のものまでを当該分類に適合するものと判定することとする。

(認定番号及び分類・呼称)

第5条 認定に当たっては、前条の認定書に設置基準の分類・呼称ごとの認定番号を付することとし、認定番号に付する分類・呼称の略称は、小型機械整備施設については「小型」、中型機械整備施設及び大型機械整備施設については「中・大型」とする。

(認定の旨の表示)

第6条 第4条の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、同条の認定書を屋内の見やすいところに掲示するとともにその旨の様式第3号による標識を掲示するものとする。

(変更の届出)

第7条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに様式第4号による変更届を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称を変更したとき。
- (2) 整備施設の設置場所を変更したとき。
- (3) 整備施設を改修（一部廃止を含む。）したとき。
- (4) その他知事が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、知事は、当該届出の内容について審査を行うとともに、必要に応じて実態調査等を実施し、その結果既に交付した認定書の記載内容を変更する必要があると認めたときは、当該事業者の様式第5号による認定書を交付するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により交付された認定書について準用する。

(認定書の再交付)

第7条の2 認定事業者は、第4条又は前条第2項に規定する認定書を亡失し、又は毀損したときは、当該認定書の再交付を様式第5号の2による再交付申請書により知事に申請するものとする。この場合において、毀損した認定書を当該再交付申請書に添えなければならない。

2 前項の再交付を受けた者が亡失した認定書を発見した場合には、その認定書を速やかに知事に提出しなければならない。

(廃止等の届出)

第8条 認定事業者は、整備施設を廃止し、又は譲渡したときは、直ちに様式第6号による廃止等届を知事に提出するものとする。

(調査)

第9条 知事は、必要があると認める場合には、認定事業者の整備施設の施設内容等について調査を行うものとする。

(改善の指示)

第10条 知事は、前条の調査の結果整備施設の施設内容等が第2条第1項の認定基準に適合していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善を指示するものとする。

(認定の取り消し)

第11条 知事は、認定事業者が前条の改善の指示に従わないときその他必要と認めるときは、認定を取り消すものとする。

(認定書の返還)

第12条 第8条により廃止等届を提出した者及び前条より認定を取り消された者は、遅滞なく第4条及び第7条第2項に規定する認定書を知事に返還しなければならない。

(指導)

第13条 知事は、第4条の認定を受けない者が第6条の認定書及び標識に類似するものを掲げないように指導するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 「静岡県農業機械整備施設標識掲示要綱」(昭和52年静岡県告示第928号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に、旧要綱に基づき、現に知事から整備施設の標識掲示承認書の交付を受け、その標識の掲示をしている事業者については、この要綱の第4条に基づき整備施設の認定を受けたものとみなし、従前どおりその標識を掲示することができるものとする。この場合において、当該整備施設の整備の責任者は、この要綱施行後、原則として1年以内に整備責任者研修を受講するものとする。

附 則(昭和62年10月13日告示第980号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成5年3月31日告示第377号の5)

この告示は、公示の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成6年4月1日告示第300号の7)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日告示第309号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に認定を受けた事業者については、平成12年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日告示第350号の8)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際この告示の規定により改正されることとなった改正前の要綱等の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成25年3月1日告示第146号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県農業機械整備施設認定要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成31年4月23日告示第390号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県農業機械整備施設認定要綱（以下、「旧要綱」という。）第4条の規定によりされている認定は、改正後の静岡県農業機械整備施設認定要綱の第4条の規定により認定されたものとする。
- 3 この告示の施行の際現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

農業機械整備施設認定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

電話

氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。

静岡県農業機械整備施設設置基準に基づく整備施設の認定を受けたいので、整備施設概要書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 整備施設名
- 2 施設所在地
- 3 認定を受けようとする分類呼称

整備施設概要書

事業者の実態			整備施設の実態			
項目		内容	項目		整備施設	
					内容	判定
1	事業者の住所		1	整備施設名		
2	事業者の氏名 (法人にあたっては、その 名称及び代表者の氏名)		2	所在地		
3	営業内容	農業機械専業 ()	3	従業員数		人
		兼業 ()		うち整備に従事する 従業員数		人
4	資本金 (法人の場合のみ)	百万円		(有資格者数)		人 *
5	整備施設数	か所	4	屋内作業場面積 (分解品整備面積を含む。)		m ² *
6	従業員数	人	5	車両置場		m ² *
	うち農業機械担当員数 a+b+c	人	6	機械設備		点 *
	(整備担当員数a)	人	7	移動整備車		台 *
	(販売担当員数b)	人	8	管理基準	(適合・不適合)	*
	(整備及び販売兼務担当員 数c)	人	9	認定を受けようとする分類 呼称		*

- (注) 1 *欄は記入しないこと。
 2 ()内へは、該当のものに○印を記入すること。
 3 事業者の実態の欄には、事業者の全体について記入すること。
 4 有資格者の内訳(資格の名称及び氏名)を添付すること。
 5 機械設備については、品名及び台数等を添付すること。

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

（表面）

農業機械整備施設認定書

年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

静岡県農業機械整備施設設置基準に基づき下記のとおり認定する。

記

整備施設名

施設所在地

分類呼称

認定番号

（裏面）

認定所掲示上の注意

- 1 この認定書は、屋内の見やすいところに掲示すること。
- 2 この認定書に係る整備施設の改修、設置場所の変更及び氏名又は名称の変更があった場合には、その内容等を知事に届け出ること。
- 3 知事の認定を取り消された者又は整備施設を廃止した者は、遅滞なく認定書を知事に返還すること。

様式第3号

静岡県(中・大型)第 号
中・大型機械整備施設
この施設は、静岡県農業機械整備施設設置基準に適合するものである。
静岡県

360

250

- (注) 1 農業機械整備施設の標識は、図示の例により、上段に県の認定番号を、中段に整備施設の分類呼称を表示すること。
(例示は、中・大型機械整備施設に係るものである。)
- 2 寸法の単位はミリメートルとする。
- 3 標識は、金属製、合成樹脂又は木製とする。
- 4 標識の塗色は、金色に黒文字とする。

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

農業機械整備施設変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

認定番号 静岡県()第 号

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
届出人 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話

年 月 日付けで認定を受けた農業機械整備施設の内容等に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 氏名又は名称の変更 前
後
- 2 設置場所の変更 前
後
- 3 整備施設の改修 改修の内容
- 4 その他

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

（表面）

（変更）農業機械整備施設認定書

年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

静岡県農業機械整備施設認定要綱第7条第2項の規定により、変更後の内容を記載した認定書を交付する。

記

整備施設名

施設所在地

分類呼称

認定番号

（裏面）

認定書掲示上の注意

- 1 この認定書は、屋内の見やすいところに掲示すること。
- 2 この認定書に係る整備施設の改修、設置場所の変更及び氏名又は名称の変更があった場合には、その内容等を知事に届け出ること。
- 3 知事の認定を取り消された者又は整備施設を廃止した者は、遅滞なく認定書を知事に返還すること。

様式第5号の2（第7条の2関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

農業機械整備施設認定書

（変更）農業機械整備施設認定書 再交付書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

届出人 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

電話

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。

農業機械整備施設認定書

（変更）農業機械整備施設認定書 の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 整備施設名
- 2 施設所在地
- 3 分類呼称
- 4 申請の理由

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

農業機械整備施設 廃止
譲渡 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

認定番号 静岡県（ ）第 号

住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地
届出人 氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名
電話

年 月 日付けで認定を受けた農業機械整備施設を 廃止
譲渡 したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止（譲渡）年月日
- 2 整備施設名
- 3 施設所在地
- 4 分類呼称
- 5 その他（譲渡にあつては、譲渡先の住所及び氏名を記入すること。）